

政策調整会議の結果について

開催日時	平成27年2月23日（月）各委員に持ち回り
場 所	
審査者	市長・教育長・総務部長・市民部長・環境経済部長・健康福祉部長・都市建設部長・教育部長・水道部長・総務課長・企画政策課長・財政課長

付 議 事 項

整理 番号	担当部署	付 議 題 名	結 果
		内 容	
1	都市建設部 開発指導課	<p>印西市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成24年条例第27号）の一部を改正する条例の制定について</p> <p>平成27年第1回市議会定例会において、『「印西市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」第5条の（3）及び第2項の削除に関する請願』が審議の結果、採択すべきものとして決定されたことにより、議会の決定を重く受けとめ、本条例の規定内容を改めるもの</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号の規定に基づく「連たん制度」に関して、本条例で指定する土地の区域及び予定建築物等の用途について次のとおり改めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発区域の面積の上限を千葉県が制定する「都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成13年千葉県条例第38号。以下「千葉県条例」という。）」と同様に5ヘクタール未満とする規定を加えるもの ・ 「接道幅を4メートル以上有効に接する土地の区域」とする規定を削除するもの ・ 予定建築物等の用途を「自己の居住の用に供するための1戸の専用住宅又は兼用住宅」から千葉県条例と同様の「建基法別表第2（ろ）項に掲げる第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物の用途」に改めるもの ・ 市街化調整区域における専用住宅の宅地分譲開発を想定し、専用住宅の宅地分譲開発を行う場合の新たに整備する道路の最低幅員及び建築物の最低敷地面積の規定について、市街化区域及び市街化調整区域のいずれも対象となるよう改めるものの <p>（検討結果）【整理番号1】について承認、原案どおり議会上程</p>	承認 継続審議 却 下